

第 3 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 3 年 3 月 1 9 日 (金) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3 議案

(1) 議案第 1 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 1 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 1 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件

(4) 議案第 1 6 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(5) 議案第 1 7 号

令和 3 年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について

(6) 議案第 1 8 号

荒廃地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
5番 芳賀 正幸 6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友
8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 1名

20番 小池 力

ほかの農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

欠席委員 4番 金沢 和則

事務局 事務局長 武藤 伝
農地管理係長 三瓶 桂治
書記 矢内 康裕

議よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第13号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第14号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 続いて議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は駐車場及び物置設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は一般住宅及び視界障害法面除去を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した小池力委員に報告を求めます。

- ・小池力委員 農地法第5条第1項1番農地転用と権利の設定の確認調査の報告をいたします。

調査日が令和3年3月5日午前11時より、設定人の〇〇〇〇と、私と、農業委員の遠藤武重さんと最適化推進委員の味原孝一さんと、代理人の〇〇〇〇と事務局の三瓶係長と矢内主事と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で調査しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほど行った左側に被設定人の〇〇〇〇の宅地がありその東側に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農地があります。

設定人と被設定人の関係と権利については、被設定人の〇〇〇〇は、設定人とは〇〇〇〇にあることから宅地の前の畑540㎡のうち233.05㎡を30年の使用貸借権することにしたのとこととで現在は休耕中です。

転用の目的と選定理由と必要性についてですが、現在、申請地北側に居住しておりますが、現地の宅地内だけでは自家用車を3台駐車してしまうと敷地内で方向転換が出来ず不便であるため、敷地を拡張したく併せて物置を設置したいので今回の申請に至りました。また、敷地拡張のためには隣接する申請地を利用するほかなく、また、隣接地は〇〇〇〇所有の土地であることから、農地ではありますがやむを得ず選定し、今回の申請となりました。

申請地の隣接状況についてですが、敷地周辺はほぼ平で、土砂の流出等の恐れはありません。また排水については、雨水のみで現況と同様一部は地下浸透、一部は既存の側溝に流します。農業用排水施設に支障を及ぼす恐れはありません。申請地周辺は休耕地となっており日照等について問題になることはありません。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくお願いたします。

・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第14号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2を調査した近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 令和3年3月1日付農地法第5条第1項2番の許可申請の件につき現地調査した結果を報告いたします。

去る3月5日午後1時30分より〇〇〇〇〇〇〇〇の現地で譲受人〇〇〇〇及び譲渡人〇〇〇〇の代理人〇〇〇〇、三瓶係長、農地利用最適化推進委員近内壽夫氏、円谷和司氏と私の5名で現地調査確認をしました。転用計画は住宅建設と町道視界障害法面除去であります。

(4) 議案第16号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

・議長 次に議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議長 只今説明のあった農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

(4) 議案第17号

令和3年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について

・議長 次に議案第17号 令和3年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

なお、この内容につきましては令和2年度と同じでございます。先月の総会時に検討いただいた追加項目については次年度も引き続き検討して次の年度に反映するかも含めて検討していくということでご承知いただければと思います。

・議長 只今説明のあった令和3年度農作業労働賃金標準額及び標準小作料の決定について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第17号 令和3年度農作業労働賃金標準

額及び標準小作料の決定については承認するものと決定いたします。

(6) 議案第 1 8 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第 1 8 号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第 1 8 号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号 1 から番号 1 3 9 を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後 2 時 0 3 分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年3月19日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 _____

議事録署名人 _____ 1番

_____ 2番